

ご旅行条件(要約) お申し込みの際には、必ず旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申し込みください。

●募集型企画旅行契約

この旅行は(株)JTB 関東(埼玉県さいたま市中央区新都心1-1-2 国土交通大臣登録旅行業第1578号。以下「当社」といいます。)が企画・募集する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

●旅行のお申し込み及び契約成立時期

- (1) 当社所定の申込書に所定の事項を記入し、下記の申込金を添えてお申し込みください。申込金は、旅行代金お支払の際差し引かせていただきます。
- (2) 電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、当社が予約の承諾の旨通知した翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払をしていただきます。
- (3) 旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。
- (4) お申込金(おひとり)30,000円

●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって21日目にあたる日より前(お申し込みが間際の場合は当社が指定する期日までに)にお支払ください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

●取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

契約解除の日	4/27-5/6、7/20-8/31、12/20-1/7に開始する旅行	左記以外に開始する旅行
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日以降31日目にあたる日まで	旅行代金の10%	無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降3日目にあたる日まで	50,000円	
旅行開始日の前々日-当日	旅行代金の50%	
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%	

●旅行代金に含まれるもの

* 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(エコノミークラス) * 旅行日程に明示した観光の料金(バス料金・ガイド料金・入場料金) * 旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金(2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。) * 旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金 * 航空機による手荷物運搬料金 * 添乗員同行コースの同行費用
これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。

●旅行代金に含まれないもの

前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示いたします。
* 超過手荷物料金 * クリーニング代、電話電報料、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付け、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料金 * 渡航手続関係費用 * オプションツアー料金 * 日本国内の空港施設使用料(2,040円) * 日本国内におけるご自宅から発着空港等集合・解散時点までの交通費・宿泊費 * 旅行日程中の現地空港税等(約6,800円) * 運送機関が課す付加運賃・料金「航空保険料:600円」・「燃油サーチャージ:26,000円」
ご注意: 料金は変動することがあります。

●「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件

当社提携クレジットカード会社のカード会員(以下「会員」といいます。)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと(以下「通信契約」といいます。)を条件に申込を受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。(受託旅行者により当該取扱ができない場合があります。また取扱できるカードの種類も受託旅行者により異なります。)

通信契約による旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾する旨を電話又は郵便で通知する場合には、当社がその通知を発した時に成立し、当社が e-mail 等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。また申込時には「会員番号・カード有効期限」等をご通知していただきます。「カード利用日」とは旅行代金等の支払い又は払戻しをすることをいいます。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」(ただし、契約成立日が旅行開始日の前日から起算してさかのぼって22日目にあたる日より前の場合、「22日目にあたる日(休業日にあたる場合は翌営業日)」)とします。また取消料のカードの利用日は「契約解除依頼日(解約の申出が旅行代金のカード利用日以降の場合は、申し出翌日から7日間以内をカード利用日として払い戻します)」となります。

与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、上記の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

●旅券・査証について(日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先の領事館、入国管理事務所にお問い合わせください。)

旅券(パスポート): この旅行には、ご帰国日までの残存が必要で、査証(ビザ): この旅行には、査証は不要です。(日本国籍の方以外は除く) 現在お持ちの旅券の有効性の確認、旅券・査証の取得はお客様自身で行ってください。これらの手続代行は、有効な手数料をいただいております。

●空港積税について

この旅行には、旅行代金とは別に空港積税等が必要です。旅行代金とあわせてお支払いいただくもの... 左記下部に記載

●個人情報の取扱について

- (1) 当社は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために手続に必要な範囲内で利用させていただきます。
 - (2) 当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人情報を土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人情報をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの個人情報の提供の停止を希望される場合は、お申込店に出発前までにお申し出ください。
- この旅行条件は2007年1月26日を基準としています。又、旅行代金は2007年1月26日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

より安心してご旅行いただくためにも、ご旅行中の病気や事故・盗難などに備えて、海外旅行傷害保険に必ずご加入されることをおすすめします。

お問い合わせ・お申し込み先 <旅行企画・実施>
(株)JTB 関東 埼玉事業部 さいたま法人営業第一支店
〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-5
総合旅行業務取扱管理者: 菊池 謙 担当: 田野辺、小林
TEL: **048-650-0205** FAX: **048-650-0345**
〔営業時間〕平日 09:30~17:30 土日祝定休



旅行企画・実施 (株)JTB 関東
国土交通大臣登録旅行業1578号
日本旅行業協会正会員
埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 〒330-6016

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。この旅行の契約に際し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく左記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。

▶ 申込書(もれなくご記入の上、FAX: 048-650-0345 又は 048-650-0013、

あるいは郵送にてお送りください。) FAXの際には番号の間違いに十分ご注意ください。

以下に記載する個人情報を旅行手配、手続代行のために必要な範囲内で宿泊・運送機関その他第三者に提供されることを同意の上お申し込みます。

フリガナ		男	生	昭	年	月	日	国
お名前	(旧姓:)	女	年	平	(西暦)	年	日	籍
ローマ字	旅券記載どおりのスペルで活字で記入して下さい。 (姓) (名)	同	希	室	望	申	人	込
フリガナ		電	市	外	局	番	()	都
ご住所	〒	話	話	話	話	話	話	道
ご職業	(フリガナ)	学	科	学	年	年	年	府
フリガナ		電	市	外	局	番	()	県
勤務先所在地		話	話	話	話	話	話	
ご旅行中の国内連絡先	お名前	電	市	外	局	番	()	
	ご住所 〒	話	話	話	話	話	話	
			続	柄	()			
			電	話	話	話	話	
旅券(パスポート)	有効な旅券を持っている(残存が帰国日までであるものが有効) 旅券のコピーをご提出ください。 これから旅券を取得する 取得後旅券のコピーをご提出ください。							